

日刊 磐城時報

本報は石城新聞社が創設し、昭和二年十月六日創刊。発行所は磐城。電話一四七。印刷所は磐城。電話一四七。定価は一月三圓、三月九圓、半年一七圓、一年三三圓。外埠は郵費別。廣告料は別表を参照。電話一四七。

哀愁の情更に新しく

けふ白井翁の盛葬

會葬燒香者三千名に達す 午後小川村常慶寺に埋葬

石城が産んだ偉人從五位勳四等名の僧侶待、右側には喪主白井遠平翁の靈を哀しくも永へ井博之氏以下遺族近親數十名及び悼み送らねばならぬ十月十五日一般參列者居並び導師の嚴肅日、哀愁に満ちた中秋の空にはなる讀經によつて葬儀は開始さ朝來微風だになく静かに陽を蔽れた。午前十時から一般會葬者ふた群雲、宛然大偉人の靈を送る燒香あり、午後一時まで朝野るが如く、哀愁の情更に新しく名士の燒香者無慮三千余名を算を覺える。葬儀委員の指揮監督し、流石に故白井翁の偉大さがによつて造られた平町町若松亭更ら如く偲ばれてその長逝醫院前磐城銀行所有地三百余坪が悼まれた。午後三時を以て盛の齋場は前日十四日まで遺儀な大莊嚴な式を閉ち、遺骨は前さまでに整備され、祭壇の左右通り喪主が捧持し遺族近親等とに百數十の花輪を配列、静かに共に十數臺の自動車に分乗平町葬儀の日を待つ有様もいと莊嚴から上小川村に至り副村の白井であつた。十五日早朝から供物家邸宅に約一時間程安置し菩提其他と齋場に運搬午前八時まで寺なる常慶寺に埋葬する筈であに全部の用意を整ふ。午前正九時。

山をなす 名士の弔電

白井遠平翁の葬儀に際し平町紺屋町白井控邸に到着した弔電は文字通りの山をなす弔電が整理してゐるが重なるもの左の如し 田中總理大臣、鈴木内務大臣 四土大藏大臣、水野文部大臣 小川鐵道大臣、中橋商工大臣 望月逓信大臣、山本農林大臣 秦政友會幹事長、高橋前總理大臣、大養前逓信大臣、堀切各氏の弔辭朗讀後弔電の披露あ委せる事になつた。

莊嚴の供物

白井家葬儀のため朝野の名士が贈られた花輪、供物等は石城地方として空前絶後とも言ふ可多数華麗を極めてゐるが、主

一般弔問を受けた後 午後一時から告別式 午後三時嚴肅裡に閉會式

白井遠平翁の葬儀は別項の如く終つて喪主、親戚、一般會葬午前十時から午後一時まで齋場者の順序で燒香を行ひ午後三時に於て一般の弔問を受けた後午後一時、直ちに靈柩は自動車に後一時遺族、僧侶、會葬者若し移され上小川村本邸に安置の上先づ僧侶の讀經により嚴肅なる同村常慶寺に納骨した。當日は告別式に移る、香煙縷々祭壇か地方空の盛葬であつたため葬花輪を繞つて一ほ悲しさを儀の實況を見んとして集つた地を、次いで弔詞朗讀に入り代表者として 赤十字社代表、縣政友會支部代表佐藤庄太郎、石城政友會俱樂部代表鈴木辰三郎、石城郡町代表伏見彦衛、小名濱漁業組合代表鈴木榮、磐城銀行代表安島重三郎、友人代表赤坂龜次郎、小林富吉、本多文雄

葬儀場解放

十六日まで 白井遠平翁の葬儀を行つた平町南町裏の儀場は閉式して靈柩を上小川村に移した後供物、花輪等其儘にし、十五日から十六日にかけて一般見物人の自由に委せる事になつた。

五人殺しの公判 傍聴人で人山を築く 午前十一時で結審

内郷村大字白水大越五平方一家で立錫の余地なき有様で之が整五人皆殺の犯人鈴木治八郎(四理のため平署から數名、警官が九)の第二回公判は既報の如く應援整理につとめた。十五日午前十時から支部に於先づ千葉裁判長は前回の公判に前同回同様千葉裁判長係り、小於て辯護人から申請した證人七野村、石坂兩判事陪席、窪田檢海、榊原兩巡査並に治八郎の妻立會、塚崎、安藤兩辯護士出テウ等を訊問した結果、及び實延列席の上開延されたが、被告地檢證の結果を治八郎に讀み聞入治八郎は前回の公判に於て、かせた後證人として内郷村大字警察署、檢事檢審の取調を全白水小松太郎を入廷せしめ治部翻へし犯行一切を否認したの八郎の幼少からの性格を聞き質で公判の結果如何と多大の好奇し終つて在廷證人訊問の申請を心を、つたため傍聴者約三百なしたが却下され午前十一時結余名、公廷の内は勿論廷外主審窪田立會檢事の論告に入る

死刑を求刑 窪田檢事の論告

窪田檢事は 被告人鈴木治八郎は豫審に於て犯行一切を自白しながら公判廷に於て之を否認するに至つたものであるが、檢事としては犯行は鈴木治八郎の所爲と確信して疑はぬものである以下その理由を詳述すれば 第一 五人殺しの犯行は強盜の所爲ではない。被告人も強盜とは思はぬ、怨恨の仕業と思ふと言つてゐるが、私も之を信ずる。一物も取らずしてたゞ筆筒をあり、或は外套を戶外に持ち出して殊更に強盜の所爲を装ふたに過ぎない。現在では大越治七は質屋を廢業してゐるが、其の當時は開業してゐるから強盜だとすればその看板のある治七方を襲

が、之は眞犯人でなければ言はれぬ事である。 第四 犯行の當夜着用した半天には血痕が附着してゐる。鑑定によれば人血である事が明白である。 第五 犯行の當夜若松喜藤太方から借りて来た提灯は五平の居室附近道路に捨てたが稱し被告は自分で圖面まで書いて示したが、その提灯はその場所へ捨て、あつた。而も治八郎は捕へると前に巡査に借りて来た提灯は之れですと提出したの全く別なもので喜藤太の言を附合し、 第六 被告人はその夜區長宅に行つて、やゝな氣がするを自白してゐる。區長宅は大越五平方直ぐ隣りであるから被告は當夜五平方附近を徘徊した事に事實である。 第七 犯行に用ひた斧は若松方から大越方に至る道路の傍らなる窪田左市方のものであつた事。 第八 被害者大越ヒサは重傷乍ら割合意識明瞭のものであつたが、治七の妻はるに對し「伯父さんだ」と言ひ、ヨキ等持つて來て」と言つた事 第九 犯行の原因であるが、被告は自分より年上の妻を持つてゐる。即ち性的に不満足の点があり遂に若し他人の妻と通ずるに至つたものと思ふ。恣通の風評があつたといふ事は調査が證言してゐる点である。 以上の如く被告の犯行たる事は今や一点の疑ひを容れる余地がない。犯行は極めて重大なる犯罪であるから死刑を課すべきは當然であるが、私は被告人の情狀等については酌量すべき点がないかを極めて慎重に、熱慮に熱慮を重ねて考へたが、遂に酌量すべき点を發見し得なかつた事は遺憾である。故に被告に死刑の判決言渡しあらん事を求刑する。

